

選挙管理委員会次第

期日 令和7（2025）年9月1日（月）

午後4時から

場所 みよし市役所 特別会議室

1 挨拶

2 議題

(1) 選挙人名簿定時登録（令和7（2025）年9月）について

ア 定時登録資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

イ 選挙人名簿登録数（9月定時登録）・・・・・・・・・・・・ P 2～5

ウ 在外選挙人名簿登録者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6～7

エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示・・・・・・・・・・ P 8

オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示・・・・・・・・・・・・ P 9

(2) みよし市公職選挙管理規程の一部改正について・・・・・・・・ P 10～11

(3) 個人演説会等の公営施設の指定について・・・・・・・・・・・・ P 12～13

3 その他

令和7年執行予定みよし市長選挙について

選挙人名簿定時登録（令和 7（2025）年 9 月）について

定 時 登 録 資 格 要 件

- 1 基準日及び登録日（公職選挙法第 22 条）
令和 7（2025）年 9 月 1 日（月）
- 2 登録要件（公職選挙法第 9 条）
 - (1) 国政選挙の選挙権のある者
 - ア 日本国民である者
 - イ 年齢満 18 年以上である者（平成 19 年 9 月 2 日以前の出生者）
 - (2) 住所要件（公職選挙法第 21 条及び第 28 条）
 - ア 令和 7（2025）年 6 月 1 日（当該届出をした日）以前の転入者で、引き続き本市の住民である者（3 か月要件）
 - イ 令和 7（2025）年 5 月 1 日から令和 7（2025）年 8 月 31 日までの間の転出者で 3 か月以上住民基本台帳に記録されていた者
 - ウ 帰化した者は、帰化の届出をした日以後、引き続き本市の住民である者
- 4 抹消者（公職選挙法第 11 条及び第 28 条）
 - (1) 令和 7（2025）年 4 月 30 日以前に転出した者（4 か月要件）
 - (2) 前回の登録時（令和 7（2025）年 7 月 2 日）において登録のあった者で、令和 7（2025）年 9 月 1 日までに死亡した者
 - (3) 欠格事項に該当した者
- 5 その他（「転出者」で表示される者（公職選挙法第 27 条））
令和 7（2025）年 5 月 1 日以降の転出者

選挙人名簿登録者数（９月定時登録）

令和７（2025）年９月１日現在の選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	24,746 人	23,702 人	48,448 人	

（参考）前回選挙時登録（７月）からの増減

区分	男	女	計	備考
選挙時登録者数	24,968 人	23,850 人	48,818 人	
登録者数	213 人	174 人	387 人	
抹消者数	437 人	322 人	759 人	
転出者	397 人	296 人	693 人	
死亡者	40 人	26 人	66 人	
欠格者	0 人	0 人	0 人	
その他	2 人	0 人	2 人	
９月定時登録者数	24,746 人	23,702 人	48,448 人	
増減者数	－222 人	－148 人	－370 人	

付 表

開票区名	投票区名	内 訳		
		男	女	計
みよし市	三好	3, 229	3, 120	6, 349
	北部	3, 334	3, 215	6, 549
	南部	2, 517	2, 396	4, 913
	西部	2, 959	2, 717	5, 676
	天王	3, 459	3, 239	6, 698
	三好丘	3, 251	3, 149	6, 400
	緑丘	2, 917	2, 939	5, 856
	黒笹	3, 080	2, 927	6, 007
合 計		24, 746	23, 702	48, 448
開票区数	1	投 票 区 数	8	

世 代 別

前回選挙時登録（令和 7（2025）年 7 月 2 日現在）からの増減表

	世代	内 訳			男			女			計		
		男	女	計	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録	前回登録	増減	今回登録
みよし市	18歳	331	288	619	349	-18	331	300	-12	288	649	-30	619
	19歳	334	280	614	339	-5	334	283	-3	280	622	-8	614
	20歳	334	325	659	347	-13	334	335	-10	325	682	-23	659
	21歳から25歳まで	1,821	1,696	3,517	1,872	-51	1,821	1,765	-69	1,696	3,637	-120	3,517
	26歳から30歳まで	1,835	1,519	3,354	1,885	-50	1,835	1,520	-1	1,519	3,405	-51	3,354
	31歳から35歳まで	1,755	1,579	3,334	1,775	-20	1,755	1,579	0	1,579	3,354	-20	3,334
	36歳から40歳まで	1,906	1,654	3,560	1,924	-18	1,906	1,689	-35	1,654	3,613	-53	3,560
	41歳から45歳まで	1,987	1,749	3,736	2,012	-25	1,987	1,760	-11	1,749	3,772	-36	3,736
	46歳から50歳まで	2,152	2,025	4,177	2,184	-32	2,152	2,058	-33	2,025	4,242	-65	4,177
	51歳から55歳まで	2,776	2,759	5,535	2,771	5	2,776	2,745	14	2,759	5,516	19	5,535
	56歳から60歳まで	2,471	2,170	4,641	2,470	1	2,471	2,177	-7	2,170	4,647	-6	4,641
	61歳から65歳まで	1,860	1,599	3,459	1,853	7	1,860	1,591	8	1,599	3,444	15	3,459
	66歳から70歳まで	1,291	1,211	2,502	1,284	7	1,291	1,209	2	1,211	2,493	9	2,502
	71歳から75歳まで	1,203	1,290	2,493	1,223	-20	1,203	1,319	-29	1,290	2,542	-49	2,493
	76歳から80歳まで	1,209	1,524	2,733	1,201	8	1,209	1,500	24	1,524	2,701	32	2,733
	81歳以上	1,481	2,034	3,515	1,479	2	1,481	2,020	14	2,034	3,499	16	3,515
合 計		24,746	23,702	48,448	24,968	-222	24,746	23,850	-148	23,702	48,818	-370	48,448

前回選挙時登録(令和7(2025)年7月2日)と

今回定時登録(令和7(2025)年9月1日現在)における選挙人名簿登録者数及び増減表

投票区	男			女			計		
	前回登録	増 減	今回登録	前回登録	増 減	今回登録	前回登録	増 減	今回登録
三好	3,252	－23	3,229	3,126	－6	3,120	6,378	－29	6,349
北部	3,352	－18	3,334	3,222	－7	3,215	6,574	－25	6,549
南部	2,539	－22	2,517	2,407	－11	2,396	4,946	－33	4,913
西部	2,980	－21	2,959	2,726	－9	2,717	5,706	－30	5,676
天王	3,474	－15	3,459	3,256	－17	3,239	6,730	－32	6,698
三好丘	3,282	－31	3,251	3,201	－52	3,149	6,483	－83	6,400
緑丘	2,968	－51	2,917	2,959	－20	2,939	5,927	－71	5,856
黒笹	3,121	－41	3,080	2,953	－26	2,927	6,074	－67	6,007
合 計	24,968	－222	24,746	23,850	－148	23,702	48,818	－370	48,448

在外選挙人名簿登録者数

令和 7（2025）年 9 月 1 日現在の在外選挙人名簿登録者数は次のとおりです。

選挙区	男	女	計	備考
第11区	18 人	13 人	31 人	

(参考)

区分	男	女	計	備考
7 月 2 日選挙時 登録者数	20 人	14 人	34 人	
登録者数	0 人	0 人	0 人	
抹消者数	2 人	1 人	3 人	
9 月定時登録者数	18 人	13 人	31 人	
増減者数	－2 人	－1 人	－3 人	

付表

(単位：人)

経由領事館の名称			内訳		
地域	経由領事館の名称	国名等	男	女	計
アジア	在タイ日本国大使	タイ王国、台湾	2 人	2 人	4 人
	在釜山日本国総領事	大韓民国	0 人	1 人	1 人
	在中華人民共和国日本国大使	中華人民共和国	1 人	0 人	1 人
	在広州日本国総領事	中華人民共和国	1 人	0 人	1 人
	公益財団法人日本台湾交流協会 台北事務所長	台湾	1 人	0 人	1 人
	在フィリピン日本国大使	フィリピン共和国	1 人	0 人	1 人
	在マレーシア日本国大使	マレーシア	0 人	1 人	1 人
	在ペナン日本国総領事	マレーシア	0 人	1 人	1 人
	在ラオス日本国大使	ラオス人民民主共和国	0 人	0 人	0 人
小計		6 人	5 人	11 人	
北米	在アトランタ日本国総領事	アメリカ合衆国	1 人	1 人	2 人
	在サンフランシスコ日本国総領事	アメリカ合衆国	2 人	1 人	3 人
	在デトロイト日本国総領事	アメリカ合衆国	1 人	0 人	1 人
	在デンバー日本国総領事	アメリカ合衆国	0 人	1 人	1 人
	在ニューヨーク日本国総領事	アメリカ合衆国	0 人	1 人	1 人
	在ロサンゼルス日本国総領事	アメリカ合衆国	0 人	1 人	1 人
	在トロント日本国総領事	カナダ	2 人	0 人	2 人
	小計		6 人	5 人	11 人
中南米	在クリチバ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	0 人	1 人	1 人
	在サンパウロ日本国総領事	ブラジル連邦共和国	6 人	1 人	7 人
	小計		6 人	2 人	8 人
欧州	在オランダ日本国大使	オランダ王国	0 人	0 人	0 人
	小計		0 人	0 人	0 人
アフリカ	在ギニア日本国大使	ギニア共和国	0 人	1 人	1 人
	小計		0 人	1 人	1 人
合計			18 人	13 人	31 人

選挙権を有する者の50分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、969である。

令和7年9月1日

みよし市選挙管理委員会
委員長 石 原 正 裕

（参考）

※ 登録者数

$$48,448人 \div 50 = 968.96 \\ \div 969 \text{（小数点切り上げ）}$$

- ・ 地方自治法第74条第1項 条例の制定又は改廃の請求
- ・ 同 第75条第1項 監査の請求

前回定時登録（令和7年7月2日）

※ 登録者数

$$48,818人 \div 50 = 976.36 \\ \div 977 \text{（小数点切り上げ）}$$

選挙権を有する者の3分の1の数の告示

みよし市選挙管理委員会告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、16,150である。

令和7年9月1日

みよし市選挙管理委員会

委員長 石 原 正 裕

（参考）

※ 登録者数

$$48,448人 \div 3 = 16,149.33\cdots \\ \div 16,150 \text{ (小数点切り上げ)}$$

- ・ 地方自治法第76条第1項 議会の解散請求
- ・ 同 第80条第1項 議員の解職請求
- ・ 同 第81条第1項 長の解職請求
- ・ 同 第86条第1項 主要公務員（副市長、選挙管理委員、監査委員等）の解職請求
- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項
教育委員会の教育長又は委員の解職請求

前回定時登録（令和7年7月2日）

※ 登録者数

$$48,818人 \div 3 = 16,272.66\cdots \\ \div 16,273 \text{ (小数点切り上げ)}$$

みよし市選挙管理委員会規程第●号

みよし市公職選挙管理規程（昭和40年みよし町選挙管理委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月2日

みよし市選挙管理委員会委員長 石 原 正 裕

別表第4第1項第6号中「500円」を「1,000円」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「12,000円」を「23,000円」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

別表第5第1項中「10,000円」を「15,000円」に改め、同表第2項中「15,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月2日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の別表第4及び別表第5の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

みよし市公職選挙管理規程の一部改正新旧対照表

改正案	現行
(実費弁償及び報酬の額) 第52条 法第197条の2（（実費弁償及び報酬の額））第1項の規定により選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額は、別表第4のとおりとする。 2 法第197条の2（（実費弁償及び報酬の額））第2項の規定により選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条（（自動車、船舶及び拡声機の使用））第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額は、別表第5のとおりとする。 別表第4（第52条関係） 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額 (1)及び(2) 略 (3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額 (4) 略 (5) 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき 23,000円 (6) 弁当料 1食につき 1,500円 1日につき 4,500円 (7) 茶菓料 1日につき 1,000円 2 略 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額 (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 1の(1)から(4)までに掲げる額 (2) 宿泊料（食料を含まない。） 1夜につき 20,000円 別表第5（第52条関係） 1 選挙運動のために使用する事務員 1 人に対し支給することができる報酬の額 1日につき 15,000円 2 専ら法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者1人に対し支給することができる報酬の額 1日につき 20,000円	
別表第4（第52条関係） 1 同左 (1)及び(2) 略 (3) 略 (4) 宿泊料（食料2食分を含む。） 1夜につき 12,000円 (5) 弁当料 1食につき 1,000円 1日につき 3,000円 (6) 茶菓料 1日につき 500円 2 略 3 同左 (1) 鉄道賃、船賃及び車賃 1の(1)、(2)及び(3)に掲げる額 (2) 宿泊料（食料を含まない。） 1夜につき 10,000円 別表第5（第52条関係） 1 同左 1日につき 10,000円 2 同左 1日につき 15,000円	

個人演説会等の公営施設の指定について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定に基づき、次のとおり個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用することができる公営施設として指定します。

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
みなよし交流センター	みよし市明知町下細口1番地8	令和7年10月1日

<参考>

○公職選挙法（抜粋）

（公営施設使用の個人演説会等）

第161条 公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時にされる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く。次条から第164条の3までにおいて同じ。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、次に掲げる施設（候補者届出政党にあってはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にあるもの、衆議院名簿届出政党等にあってはその届け出た衆議院名簿に係る選挙区の区域内にあるものに限る。）を使用して、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる。

（1）学校及び公民館（社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館をいう。）

（2）地方公共団体の管理に属する公会堂

（3）前2号のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設

2 前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、第1項第3号の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府県の選挙管理委員会に、報告しなければならない。

4 前項の報告があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、その旨を告示しなければならない。

個人演説会等公営施設一覧表

施設名称		電話	所 在 地	種別	備考
1	三好中学校	32-1043	みよし市 三好町宮ノ越42番地	1号	
2	北中学校	36-4565	みよし市 三好丘桜一丁目1番地1	1号	
3	南中学校	34-1232	みよし市 打越町三百目3番地	1号	
4	三好丘中学校	31-0781	みよし市 三好丘二丁目14番地10	1号	
5	中部小学校	32-1044	みよし市 三好町宮ノ越31番地	1号	
6	北部小学校	36-1047	みよし市 根浦町三丁目9番地47	1号	
7	南部小学校	32-1062	みよし市 明知町上細口27番地	1号	
8	天王小学校	32-2383	みよし市 三好町天王51番地75	1号	
9	三吉小学校	34-3888	みよし市 三好町半野木1番地27	1号	
10	三好丘小学校	36-3320	みよし市 三好丘七丁目1番地	1号	
11	緑丘小学校	36-8800	みよし市 三好丘緑一丁目1番地1	1号	
12	黒笹小学校	36-1928	みよし市 黒笹いずみ三丁目26番地1	1号	
13	三好上公民館	32-1001	みよし市 三好町大坪12番地	1号	
14	三好下公民館	32-1053	みよし市 園原二丁目1番地2	1号	
15	明知上公民館	34-3055	みよし市 明知町東谷61番地	1号	
16	明知下公民館	32-1009	みよし市 明知町下屋敷6番地1	1号	
17	打越公民館	32-1033	みよし市 打越町前田30番地	1号	
18	筋生公民館	32-1693	みよし市 筋生町小金下3番地1	1号	
19	黒笹公民館	36-2343	みよし市 黒笹一丁目8番地8	1号	
20	高嶺公民館	36-1643	みよし市 三好丘緑四丁目11番地5	1号	
21	総合体育館	34-3131	みよし市 三好町池ノ原1番地1	3号	
22	保田ヶ池センター	34-1234	みよし市 三好町大慈山2番地11	3号	
23	新屋児童館	34-0751	みよし市 三好町池ノ原1番地21	3号	
24	三好上児童館	34-4067	みよし市 三好町上103番地	3号	
25	東山児童館	34-3980	みよし市 三好町弥栄31番地3	3号	
26	蜂ヶ池児童館	34-1850	みよし市 三好町蜂ヶ池29番地12	3号	
27	上ヶ池集会所	34-0975	みよし市 三好町上ヶ池26番地19	3号	
28	三好丘集会所	36-3155	みよし市 三好丘七丁目11番地1	3号	
29	三好丘旭集会所	36-0566	みよし市 三好丘旭二丁目14番地2	3号	
30	三好丘桜集会所	36-1213	みよし市 三好丘桜三丁目4番地5	3号	
31	三好丘緑集会所	36-1151	みよし市 三好丘緑三丁目8番地22	3号	
32	平池会館	34-0965	みよし市 三好町平池19番地	3号	
33	高嶺集会所	34-5402	みよし市 打越町新池浦63番地1	3号	
34	ミレニアム東山台	34-6818	みよし市 東山台17番地1	3号	
35	サンヴィッツ宝栄	34-4955	みよし市 明知町宝栄108番地4	3号	
36	福田福祉館	32-1014	みよし市 福田町東屋敷84番地	3号	
37	西一色ふれあい会館	32-0811	みよし市 西一色町池ノ内17番地2	3号	
38	ひばりヶ丘ふれあいセンター	36-5200	みよし市 ひばりヶ丘二丁目6番地12	3号	
39	三好丘あおばふれあいセンター	35-5858	みよし市 三好丘あおば一丁目22番地6	3号	
40	福谷区民会館	36-1690	みよし市 福谷町寺ノ前22番地	3号	
41	カリヨンハウス	36-2411	みよし市 三好丘二丁目2番地1	3号	
42	図書館学習交流プラザ	34-3111	みよし市 三好町湯ノ前114番地	3号	
43	勤労文化会館	32-2000	みよし市 三好町大慈山1番地1	3号	
44	みなよし交流センター	65-3744	みよし市 明知町下細口1番地8	3号	

○公職選挙法

(公営施設使用の個人演説会等)

第161条 公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行為される衆議院小選挙区選出

議員の選挙における候補者である者以外のもの並びに参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参議院名簿登載

者で第86条の3第1項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院

名簿に記載されているものを除く。次条から第164条の3までにおいて同じ。)、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等は、

次に掲げる施設(候補者届出政党にあつてはその届け出た候補者に係る選挙区を包括する都道府県の区域内にある